

周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理」に対する意見書

平成23年9月12日

組織名及び 代表者氏名	ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義	組織名及び代 表者氏名の公 表の可否
	ソフトバンクテレコム株式会社 代表取締役社長兼 CEO 孫 正義	可
住所	東京都港区東新橋一丁目9番1号	
連絡先	担当者氏名 : ██████████ 電話 : ██████████ F A X : ██████████ e-mail : ██████████	

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

項目			意見
大項目	中項目	小項目	
Ⅱ 周波数オークション制度導入に向けた主要な論点	2 対象範囲	-	<p>【原案】</p> <p>○例えば、電波法第6条第7項は、電気通信業務を行う移動通信や人工衛星、並びに基幹放送を競願処理を行う無線局として規定している。</p> <p>○しかし、これらの中には、当該システム導入による社会的な効用が大きいものもあることから、電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものがあるのではないかと考えます。</p> <p>例えば、放送は特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与することが求められている。一方で、米国、英国においては、一部の放送を対象としてオークションを実施した事例があることから、多面的な検討も必要ではないかと考えます。</p> <p>【意見】</p> <p>通信と放送は国民のライフラインとして同等の役割を果たしています。例えば東日本大震災で携帯電話は地震速報機能や地震予測アプリを搭載し避難地等で多く活用され、また携帯電話のメールや twitter・SNS の利用により安否を連絡する等、携帯電話も放送同様に社会的影響力を有する情報発信手段であると考えます。</p> <p>通信・放送の融合の制度改正により電気通信業務用・放送用など通信・放送両用の無線局の開設が可能となり、通信・放送の周波数用途の区別はなくなってきていること、及び米国・英国において放送を対象にオークションを行っている事例があることから、放送帯域と通信帯域は区別することなく同等の扱いとするべきであると考えます。</p>

以上